

令和 5 年 2 月 1 6 日

自由民主党議員連盟の中村芳信です。会派を代表し、今期島根県議会締めくくりとなります質問を行います。知事はじめ執行部には答弁を宜しく願います。

1. 国の経済財政運営について

・富裕層と貧困層の格差拡大

先ず、国の経済財政運営についてです。先年、2014年のこととなりますが、OECD 経済協力開発機構は世界の貧富の差を問題視する報告書を相次いで出しました。

最初の報告では、世界の富裕層と貧困層の格差は、グローバル化が進み始めた1980年代以降、急速に拡大し、2000年には、未だ産業革命の途上にあった1820年代と同じ水準にまで悪化。こうした変化は「過去200年で『最も憂慮すべき』事柄の一つだ」と警告しています。

また、続く報告では、日本を含む「大半の OECD 諸国では、過去30年で富裕層と貧困層の格差が最大になった。現在、OECD 諸国では人口の上位10%の富裕層の所得が下位10%の貧困層の所得の9.5倍に達している。これに対し1980年代には7倍であった。」

同時に、所得配分の格差を測るジニ係数も、この間0.29から0.32へと3ポイント上昇したとしています。

因みに、2019年時点でのジニ係数は、南アフリカの0.62をトップに、続いてブラジル、コスタリカの0.48、アメリカは0.40の八番目、日本は0.33の15番目となっており、先進国、途上国を問わず世界中に格差が生まれている状況です。

そして、格差の拡大は各国の経済成長を損ない、日本でも5.6%も成長率が押し下げられ、富裕層はより豊かになったのに貧しい人は貧しいままで経済全体の活力が削がれているとしています。

折しも当時、資本主義と格差の問題を論じ、カールマルクスをしのぐ経済学者とも称され世界的ベストセラーとなった「21世紀の資本」を表したフランスの経済学者トマピケティは“資本の収益率が、ほとんどどの時代にも経済成長率を上回っており、土地や株式や金融などの資産によって得られる富の方が、労働によって得られる富よりも早く蓄積されやすいため、資産金額で見たときに上位1%や10%といった位置にいる人の方がより裕福になりやすく、結果として格差は拡大しやすい”と述べています。

こうした議論を見ると、格差の拡大はもともと資本主義が持つ宿命のように感じます。①知事、格差の拡大は社会的公正を損ない、ひいては民主主義を揺るがしかねないと考えますが、我が国の現状を踏まえ、この格差という問題をどのように捉え認識しておられますか、伺います。(知事)

・再分配政策

次に、知事、こうした状況を踏まえ、今、この国の経済は、分配が先に必要だと思いませんか、それとも成長が先だと思いませんか。昨年2月定例会の代表質問に続き再度質問します。

第100代内閣総理大臣に選出された岸田首相が、自民党総裁選から総選挙に向け、それまでの自民党の新自由主義路線を転換し、小泉内閣以来の構造改革路線から決別、代わりに政権のコンセプトとして掲げたのが「新しい資本主義」でした。

そして、「新しい資本主義」とは「成長と分配の好循環をつくり出す」ことだと言うのが岸田首相の言明でした。

思えば、平成の30年余りのうちバブル経済崩壊を受けて始まった自民党橋本内閣の財政構造改革、経済構造改革、金融システム改革など「六つの改革」から始まり、取り分け、②小泉内閣以来の新自由主義路線による歴代内閣の政権運営は、日本を世界的にも稀に見るデフレと低成長の国に陥れてしまいました。この間は「失われた30年」と言われています。知事には、どのように映っていますか、改めてお聞かせ下さい。(知事)

これまでも経済成長と分配に関しては様々なことが言われてきました。岸田首相は当初「分配なくして成長なし」と強調していました。この分配と成長のうち分配をより重視、先行させる姿勢はこれまでの自民党の政策の路線を大きく転換するものです。

しかし、この岸田首相の私から言わせれば画期的な経済政策の考え方については、成長を軽視するものとして否定的な受け止め方をされ、党内緊縮財政派や財務省、マスコミを始めとする批判に押され「分配なくして成長なし」から「成長なくして分配なし」へと真逆の方向へトーンダウンするのではないかと心配しましたが、現在、正にそうなっていると感じているところです。

「成長なくして分配なし」という考え方に立つ場合、経済政策はこれまで通り成長戦略を優先させるものとなります。因みに、この場合の「成長戦略」とは「アベノミクスの第三の矢」のようなもっぱら生産性の向上に資する供給サイドの政策を指すこととなります。

しかし、今、需要不足のデフレ不況に陥っているこの国で、これ以上供給を増やしてどうするのでしょうか。

知事、「分配が先か」と「成長が先か」、いずれの説が今私たちの国に求めら

れているのでしょうか。一見すると、経済が成長しなければ分配もないわけで「成長なくして分配なし」の説が正しいように思えます。“成長の果実を分配するのであるから、まずは成長戦略が優先されるべきだ”というわけです。

しかし、デフレ経済下のこの国にあっては、何よりも個人消費の拡大が経済成長を促すのであり、一般に低所得者の方が高所得者よりも消費性向が高い、すなわち所得に占める消費の割合が高く、反対に高所得者の方が、所得の増えた分を消費よりも貯蓄に回す可能性が高い、そのため一部の富裕層のみが社会全体の所得を独占しているような格差社会では、消費需要は相対的に小さくなると言われています。

また先の OECD の報告においても、“格差が成長に及ぼす影響にとって最大の要因は下位中間所得層以下の低所得世帯とそれ以外の所得層間の格差である。悪影響は最下位 10% の所得層ばかりでなく、所得分布の下位 40% までの全ての所得層までに及ぶことから、政策は貧困の問題に取り組むだけでなく、より広義に低所得の問題に取り組む必要がある。”そして“格差是正への最も直接的な政策ツールは税と給付による再分配である。再分配そのものは経済成長を押し下げるものではなく、適切な政策設計の下で実施される限り、租税政策や移転政策による格差への取り組みは成長を阻害しない”としています。

したがって、③所得をより低所得層へと分配すると消費需要がより拡大し、消費需要の拡大は言うまでもなく成長をもたらすとする主張が説得力をもっており、やはり「分配が先」と考えますが、知事には改めてどう考えられますか、お聞かせ下さい。(知事)

・「経済産業政策の新機軸」

次に、一昨年 6 月、経済産業省は「経済産業政策の新機軸～新たな産業政策への挑戦」と題したこれから我が国が目指すべき経済社会のビジョンやビジョン実現に向けた政策の基本的な考え方、対応の方向性について、取りまとめました。

今、コロナ禍で世界は大きく変わってきています。一昨年、米国はバイデン政権下、コロナ対策としての「米国救済計画」で 1.9 兆ドル・207 兆円の支出を決定し、さらには物理的なインフラ・研究開発などへの投資に 2.2 兆ドル・240 兆円、人的インフラへの投資に、1.8 兆ドル・196 兆円の追加的な財政出動も行いました。

また、EU も単一通貨ユーロの信認を守るため導入していた加盟各国に GDP 比で財政赤字を 3% 以内に抑えることや公的債務を 60% 以内に抑える財政規律をコロナ禍では凍結し、景気の下支えを目的として各国の財政出動を後押ししてきたところですが、また 20 年 7 月には EU 復興パッケージとして 1.8 兆ユーロ・239 兆円の予算も計上しています。

これまで散々欧米を憧れの対象として追従しては模倣してきた我が国です

が、相変わらず「緊縮、緊縮」と言っている件についてガラパゴス化を貫いている姿にあきれ果て、欧米の財政政策を羨望のまなざしで見ている私ですが、経済産業省のこの提案を大いに歓迎したところです。

その言わんとするところは、“今、主要先進国を筆頭に世界は変化しつつある。日本のように低インフレ、超低金利の環境下においては、たとえ財政赤字であろうと積極的に財政出動をして需要不足を回復し、マイルドなインフレ・高圧経済を実現する。それによって民間投資を促し長期の成長を実現していくべきだ。” “しかし、そんなことをしたら財源が必要となり増税しなくてはならないと言われるのが常である。だが、そもそも税の機能というものは財源としてではなく格差の是正などのために用いるべきものだ。” “資本主義社会において経済活動が続けば自然と格差は拡大していく。それは仕方のないことで、そのため所得税の累進課税制度のように資産家から多く税をとり、富の再分配に向けることだ” というようなものです。

この新機軸においては、世界水準の新しい財政政策が提案されており、これまで、構造改革、規制緩和、グローバル化、自己責任、自由競争と唱えてきた経済産業省であり緊縮財政に基づいた政策をとり続けてきた日本においてパラダイムシフトが起きるきっかけになるのではないかと。緊縮思考に凝り固まった財務省を始めとする政策決定機関に経済産業省がこのような提案を投げかけた事実はコロナ禍における数少ない希望の光であったのではないかと思うところです。

④知事にはこの「経済産業政策の新機軸」にどのような所感を持たれますか、お聞かせ下さい。(知事)

・租税と財源

次に、近年、スペンディングファースト、「最初に支出する」、「支出が先」ということが盛んに言われています。

我々は、一般的に政府の財政支出について、先ず政府が徴税し、その租税収入の中から支出が行われると考えています。しかし、これは行政のオペレーション上、不可能で、あり得ないことです。何故なら、新年度2023年度の政府予算の支出はこの4月から始まりますが、その税収は来年3月の確定申告を経て決まるものです。

スペンディングファーストとは“租税が取れていないのに、予算は執行されている”つまり「支出が先」に行われていることを指したものです。具体的に政府の予算執行のオペレーションを見てみると、政府が国債この場合は国庫短期証券を発行して日銀からお金を借りて予算を執行するというルーティーンが毎年行われているということになります。

そうすることで行政サービスに支出したり、公共事業や社会保障など国民にお金を回して、国民経済にお金が流通して、企業などがその金を元に公共事業

やら商業活動やらサービス提供を行い、お金を使ってもらって、その売り上げから税率により納税をすることになっています。つまり、税金は、政府の支出の「後」に徴収されます。

そして、我々が税金を払うと、その分「銀行の負債（我々の資産）」である銀行預金が消滅し、負債が減った銀行がその金額分、日銀当座預金を政府に渡し、政府が国債と相殺して「貨幣」を消してしまうこととなります。納税とは、社会全体の貨幣（マネーストック）を消滅させるオペレーションです。

ということで、政府は税金を集めなくても、日銀にお金を借りることで予算を組めるなら納税は必要ないということになります。しかし、それでも徴税するのは、税金が持つ経済を調整する機能・ビルトインスタビライザー、格差を拡大させないためなど各種の政策目的、そして、我が国の通貨が円であることの正当性を保つためだということです。

つまり、このスペンディグファーストの考え方のもとでは、徴税は「経済産業政策の新機軸」の言うところの「ミッション志向」、「景気抑制」・「格差抑制」、「通貨の妥当性」のためのものであって「財源」捻出のためではないということになるようです。

この税は財源たり得るかの議論は、商品貨幣論、信用貨幣論といった貨幣というものについての考え方の違いによってもわかれるところですが、その議論は別の機会に譲るとして、⑤知事、このスペンディングファーストは理論ではなく、事実をそのまま表現したものです。どう思われますか、また租税は財源ではないとも言えますが、どうお考えになられますか、所見をお聞かせ下さい。

（知事）

2. 令和5年度県予算案について

さて、昨年10月に示された県の財政見通しによると、今後も一般財源ベースで20億円前後の財源不足が続きます。財政健全化に取り組む一方で、コロナ対応やウクライナ情勢などによる物価高騰対策も終わりが見えず、島根創生を推進するための予算編成は困難な作業であったと思います。

先般、我々自民党議員連盟は、県政全般にわたり、県の来年度当初予算に関する要望をさせていただいたところです。12分野69項目にわたる要望でしたが、その多くを予算案に盛り込んでいただいております。

そこで、①令和5年度当初予算及び令和4年度2月補正予算の編成にはどのような方針で臨み、予算案の特徴と重点は何なのか伺います。（知事）

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

次に、令和2年の第1波より第8波に至るまで、感染の波を繰り返している

新型コロナウイルス感染症について伺います。改めまして県民の皆様、事業者、医療等関係者、行政のご尽力に敬意を表します。

コロナ禍の約3年間、私たちは元通りの生活に戻ることを期待しながら、生活様式の変更を受け入れてきました。しかし、いつかは収束するにしても、コロナ禍がすぐに終わることはないと見込まれます。ウィズコロナに向けて、社会経済活動との両立を図りながら、引き続き県民一人一人が感染を防ぐための対策を取り、コロナ禍で浮き彫りとなった課題について社会全体で対応していく必要があると考えます。

また、政府は、先月、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を「5類」に引き下げることとし、5月8日から実施することにしました。

新型コロナは、現在、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の対象として、政府や都道府県のコロナ対策本部の設置、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の根拠となっています。新型コロナの感染力は依然として強く今後も流行を繰り返し、医療を逼迫させる可能性がある中、5類となれば対象ではなくなり大いに懸念されます。こうした状況も踏まえ、①新型コロナウイルス感染症の本県における現状と、5類移行に対する認識等の今後の課題認識について伺います。(知事)

4. 中山間地域対策について

・中山間地域における人口減少の実態

さて、本県の人口が最多であったのは昭和30年の929,066人、そして昨年12月の推計人口は656,793人、272,273人もの恐るべき減少です。

また、昨年2月定例会で示された「R2 国勢調査結果に基づく中山間地域の区域指定における人口・面積」によりますと、本県において中山間地域の占める割合は面積で92.9%の6232km²、人口で54.7%の367,324人。これは反対から言うと、県土のたった7%に人口の半分近くが住んでいるということで、首都圏への一極集中をも上回る非常にいびつな人口分布状態になっているということも分かりました。

そして、極めつけは、6月の中山間地域離島振興特別委員会で示された県下251公民館エリアの男女別、年齢別人口構成のグラフ・人口ピラミッドでした。想像はしていましたが、特に過疎地域における若年層の少なさの現実に、これで本当に持続可能な中山間地域づくりができるのかと考えるどころか、その前に思考停止に陥ってしまったというのが正直なところでした。

①島根県の中山間地域対策はこれまで以上に厳しく更に困難な局面を迎えていると考えます。この点、執行部の認識を伺います。(地域振興部長)

・生活機能の維持のためのハード対策

しかし、それでも私たちは、人が地域からみるみるうちに少なくなっていくという現実をしっかりと受け止め、「持続可能な中山間地域の地域づくり」という大きな課題の解決に向けしっかりと進まなければなりません。

これまで本県の中山間地域対策は、平成11年の議員提案による「島根県中山間地域活性化基本条例」の制定を皮切りに、いわゆる「集落百万円事業」を経て、「中山間地域元気な集落づくり事業」や「中山間地域リーディング事業」などを展開した第1期中山間地域活性化計画に始まり、今日まで5期にわたって行われてきました。

特に平成28年度からの第4期計画では、第3期計画での取り組み成果を全県で展開し、「公民館エリア」を基本単位として、住民同士の話し合いを通じて地域運営の仕組みづくりに取り組む「小さな拠点づくり」を推進。当時の公民館エリアのうち、半数以上のエリアで取り組みが開始されるなど、一定の成果が得られたところです。

ところで、県は第4期計画において、「小さな拠点づくり」の定義を「中山間地域において、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難になっている中で、公民館エリア(旧小学校区)を基本とし、住民主体の議論を通じて地域運営(「生活機能」「生活交通」「地域産業」)の仕組みづくりに取り組んでいくこと」としていました。

その上で、現行第5期計画においては公民館エリアを基本単位として「小さな拠点づくり」を推進していくとしながらも、「人口規模が小さくなるにしたがって日常生活に必要な機能やサービスの維持・確保が厳しい状況にあることから、今後は生活機能の確保が急務な公民館エリアにおける課題解決に向けた活動への着手と活動の内容や範囲の拡大の取組に対して重点的に支援していく必要がある」として、新たに複数公民館エリアも基本単位とし、「生活機能(生活交通を含む)の確保」に重点を置いた小さな拠点づくりに努めるとしています。

確かに、第4期以降におけるこうした小さな拠点づくりの取り組みにより、ソフト対策の住民主体の「生活機能」や「生活交通」の確保を通じて、地域コミュニティやいわゆる「地域力」の醸成は一定程度図られてきたと言え、評価しなければなりません。

しかしながら、肝心のハード整備をとともなう準公的な生活機能の確保ですが、これは、住民主体による取組といったことだけでは難しいところがあります。加えて、本県が目指す公民館エリアを基本とした「小さな拠点づくり」ですが、この公民館エリアの251地区は概ね「昭和の合併」当時の市町村の区域であると考えられます。

問題は、ハード対策・基盤整備対策の視点から見たとき、その251エリア

の内に県が想定する日常生活に必要な機能・サービスが集積する基幹集落たり得る役割を果たし得る集落がどのくらいあるのか。決して多くはないであろうと想像できます。

先年の執行部の「小さな拠点づくりに向けた実態調査」からもそのことが示されています。かといって公民館単位の中心集落などに日常生活に必要な機能・サービスを集積化・集約化することもこれもまた実際には困難で現実的ではありません。

そうした中、第5期「島根県中山間地域活性化計画」の中間年にあたる今年度、執行部においては、これからは、“これまでの住民主体の取り組みに加えて、行政が、より関与しながら平成の合併前の旧市町村を基本単位として、そこにおける医療・介護、買い物、燃料、金融等の生活機能を維持・確保し、周辺地域もこの機能をうまく利用する対策を実施、県は市町村の方針を踏まえ、協力、連携して、旧市町村単位の医療・介護、買物、燃油、金融等の生活機能の維持・確保に取り組む”方向性が示されました。

②誠に困難な課題でもありますが、大きな施策の転換です。評価したいと思いますが、その意図するところをお聞かせ下さい。(地域振興部長)

・小さな拠点づくりのこれからの方向

次に、ソフト対策における「生活機能」や「生活交通」の確保を通じて地域コミュニティやいわゆる「地域力」の醸成を図ってきた「小さな拠点づくり」は、公民館単位で住民の合意に基づく地域課題解決のための実践活動の取り組みで、今後も必要であり、単独・複数エリアの取り組みも継続していくとのことで、これまでの実績を踏まえれば理解できるところです。

しかしながら、冒頭述べましたように人口減少の波はこの公民館単位の地域にも押し寄せて来ているという現実をしっかりと受け止めなければなりません。そして、公民館単位においても小さな拠点づくりの担い手は減少することを覚悟しなければなりません。そうしたことから、これまでの進め方を見直す必要があるのではないかと感じているところです。

③今後、本県の中山間地域における地域運営はその基盤である生活機能の確保が旧市町村単位に進められる方向となったことも踏まえ、地域運営の仕組みづくりも公民館単位にとらわれることなく、旧市町村単位や現市町村単位での取り組みも、そうしたものがあれば県としてしっかり支援していくことを考えてもいいのではないかと思います。いかがお考えかお聞かせ下さい。(地域振興部長)

また、この持続可能な地域づくりを推進するにあたって、その担い手となる地域運営組織の育成も重要です。現状、④地域運営組織の活動経費は交付金や補助金が大きな財源となっており、総じて財政基盤が脆弱です。この点について

て執行部はどのように考えているのか伺います。(地域振興部長)

・デジタル田園都市国家構想総合戦略について

さて、昨年12月、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。

テレワークの普及などで2027年度に東京圏と地方との転出入の均衡を図り、年間1万人の東京圏から地方への移住を進める。地方での起業を27年度に約1000件にするための支援事業を実施、地方に若い世代を呼び込むためデータを活用した少子化対策に取り組む自治体数を300にする、などとしています。

確かに、国の地方創生の第一の関心事は東京一極集中の是正でした。しかし、当初目指していた2020年での東京圏への転出入の均衡は達成されず、24年度に延期されたものの、今年の東京圏は転入者が転出者を8万4千人上回ったということです。そしてそれは26年連続しています。

本来、東京一極集中や地方の疲弊の問題は戦後とりわけ最低でも高度経済成長期以来永年にわたって形成されてきたこの国の経済・社会の構造の問題から発するもので、果たして「ひと」も「もの」も「しごと」も東京を始めとした大都市から地方にくるのか。もし、それを本当に実現させようとするれば、今となってはこの国に深く浸透しきってしまった市場経済のメカニズムやグローバル経済に強く変更を迫るほどの大胆な国土構造の変革が目指されなければならないように思います。

しかしながら、こうした問題に、今回の「戦略」も、見る限り、それに耐えうるような方針や政策は見当たりません。

ともあれ、この度の総合戦略は「地域においては、それぞれが抱える社会課題について、地方公共団体を中心として、……自らの地域ビジョンを描き、デジタル技術を活用しつつ、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められる。」

このため、都道府県は総合戦略を勘案し、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂するよう努めるとしています。

今更という感もします。⑤この度の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」について、デジタル化は決して目的ではなく、ツールであると理解していますが、本県が目指している島根創生の観点から、これをどう評価し、「島根創生計画」に取り込んでいかれるお考えか、お聞かせ下さい。(政策企画局長)

・過疎地域における基本所得の保障

最後に、私の住む津和野町のある商工業者の方の切実な声。その方は『たわごと』とは言っていましたが、“我々は、特に、昭和30年代から始まった高度成長の時代から、国策も含め時代の流れとはいえ、都会に、ヒトとモノとカネを注ぎ続けてきた。その結果が今の我々の過疎地域、山間地域の散々たる現状だ。もうこれ以上ヒトもモノもカネも都会に出したくない。”

それどころか、反対に、“国の責任で、田舎に住む人間には、そこで生きていけるだけの最低限の基本所得の保障をすべきではないか”と私に迫りました。

彼の言うとおりで、⑥過疎地域で起こっている事態は深刻です。中山間地域とりわけ過疎地域に住む人々に対する「基本所得」の保障。その実現への道は厳しいところですが、声を上げていかなければならないと思います。知事の所見を伺います。(知事)

5. 島根原子力発電所について

・2号機の再稼働に向けての審査状況

次に、昨年4月、島根原子力発電所対策特別委員会において、委員会として結論を出すことに反対の意見として“島根原発2号機の再稼働についての判断は「設計及び工事計画認可や保安規定変更認可」の審査が終了してからでよいではないかと”という意見が出されました。

これに対し“設計及び工事計画認可や保安規定変更認可のための審査の内容は、島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可の審査で決まった基本的な設計方針に基づいて、いわば必然的に決まるのもの。

加えて原子力規制庁は、原子炉設置変更許可の審査の過程で、基本的な設計方針に加えて詳細設計の部分にも踏み込んで確認している。

要するに、残された島根2号機の設計及び工事計画や保安規定変更は、原子力規制庁が、先ず、原子炉設置変更許可、すなわち設置変更を可とすること許した後に、それに基づいて各審査項目を適切であると認可する、つまり適切であるとして可であると認めるもので、いわば手続き論であり、許可する類のものではない。

今回、国が島根県に要請しているのは、島根2号機について、世界一厳しい審査基準の下、7年半もかけ、原子力規制庁が設置変更を許可したので再稼働について理解してくれ、というもので、設計及び工事計画や保安規定変更審査における認可を踏まえた上で、理解してくれと要請してきているのではない。

また、設計及び工事計画の認可や保安規定変更のための認可の審査は、それぞれの過程で、審査項目に問題があるとすれば、また問題があれば、原子力規制庁や国は、原子力発電所を動かすことはできないし、動かさないことになっている。

以上のような判断から、特別委員会は賛成多数により2号機の再稼働を「了」

としました。

あれから10か月が経過しました。この間、何度か「補正書」の提出がなされているようです。昨年末の23日にも「2023年2月」としていた安全対策工事の完了を「23年11月」とする追加書類を原子力規制委員会に提出しました。しかし、その都度出されるマスコミの報道は、何か間違いを規制庁から指摘され中国電力がそれを訂正しているような論調のものが多いように感じているところで、違和感を覚えることもあります。

特別委員会として審査にあたっては「厳正厳格」を期すことを求めており、知事も要所、要所で国に対し同様の要請をしておられるところで、そのことはそれを望むものですが、①現時点での島根2号機の審査の状況はどうなっているのかお知らせ下さい。また併せて、3号機について、中国電力は平成30年8月設置変更許可申請を行っています。2号機の審査がどうしても優先され審査の遅れが心配されますが、そちらの方の進捗状況もお知らせ下さい。(防災部長)

・原発稼働による県財政への影響

次に、昨年10月県は2023年度から5年間の財政見通しを明らかにしました。23年度以降は毎年19億～23億円程度の収支不足が生じ、当初予算の編成過程で事業を見直して、帳尻を合わせていく状況が続くということです。

今回の見通しでは、歳入において、国から措置される新型コロナウイルス対策や原油価格・物価高騰の経費が除かれたほか、島根原発を持つ中国電力から徴収する核燃料税も2号機の再稼働時期が見通せないということから盛り込まれていないということです。

見込みのないものを充てにする訳には行かない以上当然の措置ですが、②2号機及び近い将来の3号機稼働に係る核燃料税やその他の交付金について、それらがどの程度のものとなるのか伺います。(総務部長、地域振興部長)

・国の原子力政策の転換について

次に、先般、政府は、原発政策において大きな方向転換となる「GX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」をとりまとめ、原子力発電を巡り二つの政策転換を打ち出しました。

一つは、原発の新規建設で、将来にわたって原子力を活用するため、まずは廃炉を決めた原発の建て替えを具体化するため、政府が「次世代革新炉」と呼ぶ改良型原発の導入を想定しています。二つは、原発の運転期間の延長で、現行、原発事故の教訓をもとに、原則40年、最長20年延長できると定めたルールは維持しつつも、再稼働に必要な審査などで停止した期間を運転期間から除く、としたことです。

③二酸化炭素の排出など環境適合性の問題を考えればもとよりですが、ロシ

アのウクライナ侵攻で顕在化した、もともと我が国が抱えるエネルギーの安全保障の問題のことを考えると、この度の国の方針転換は、解決すべき課題はありますが、理解できるものと考えます。知事はどのように捉えていますか、伺います。(知事)

6. 知事の政治姿勢

さて、4年前、私たち自由民主党議員連盟は、次の島根県知事は、地方のことを、島根のことを理解し、島根から発信できる人物を私たち島根の県議会議員の責任において創りたいと考えました。

丸山知事には、この4年間そのことをしっかり受け止め、中央から派遣された知事ではなく、ただただ島根県の知事として県政運営にあたってこられたと受け止めています。

それが故、また島根が第一であるが故に、地方と国との感覚のずれもあって、時に国に対して苦言を呈する発言もあり、県選出国会議員の皆さんも戸惑ったこともあったようです。しかし、島根のため、この4年間よく健闘されたと思います。

我々自由民主党議員連盟では、昨年の11月議会において、五百川会長が既に質したところですが、①改めて、この4年間をどう総括されまた次期島根県政に向けてどのような所信をお持ちか、最後にお聞かせ下さい。(知事)

以上、会派を代表しての私の質問を終わります。有難うございました。